

開発行為における敷地面積の最低限度について

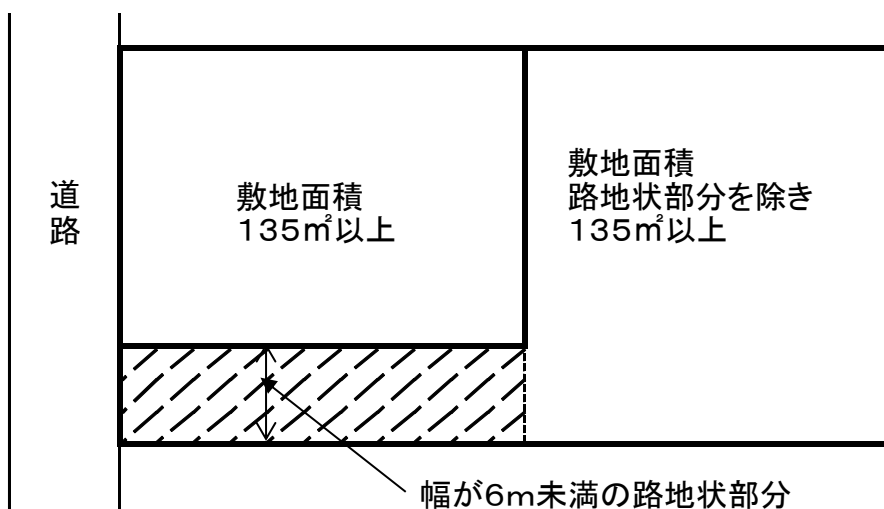
「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」の改正により、開発行為における敷地面積の最低限度が下記ようになります。

(地区計画等で敷地面積の最低限度を定めている場合を除きます。)

この条例は、平成23年4月1日より施行されます。

・市街化区域における開発行為又は市街化調整区域における法第34条第11号の開発行為で、主として住宅の建築のように供する目的で行うものについては、135平方メートル以上とする。

・敷地形状に路地状部分がある場合は、**路地状部分の敷地面積を含まないものとする。**



・市街化区域における開発行為で、次に掲げる道路及び敷地の配置形状の場合は敷地面積の最低限度を緩和することができる。

・計画敷地に路地状敷地を持たないこと。

・新設する道路は通り抜け道路であること。ただし、開発区域周辺の地形上、通り抜けが物理的に困難である場合、又は車両の通行上安全に問題がある場合を除く。

・敷地面積が100㎡以上であること。

